

船橋市戸籍住民課受電業務等に係る労働者派遣業務に係るプロポーザル 質問及び回答

令和8年4月22日

No.	文書名	ページ	質問	回答
1	仕様書	1	「戸籍住民課に入電のあった問合せ」とは、主に貴市ホームページに案内のある「船橋市役所戸籍住民課コールセンター（047-436-2272）」への入電対応との認識で相違ありませんでしょうか。	戸籍住民課コールセンター（047-436-2270）及び戸籍住民課コールセンター（マイナンバーカード関係）（047-436-2272）あてに直接入電のある電話のほか、市役所代表電話及び庁内他部署から転送される戸籍住民課あての電話への対応となります。
2	仕様書	1	戸籍住民課に問合せがあった際、オペレーターが対応する段階で問合せの内容がマイナンバー関連かそれ以外かに振り分けられた状態でしょうか？	振り分けはされていません。
3	仕様書	2	マイナンバーチームと一般チームは同じスペースでの勤務でしょうか？または、各勤務場所は離れていますか？	同じスペースでの勤務です。
4	仕様書	4	派遣労働者が通勤の際に駐輪場や駐車場を利用させていただくことは可能でしょうか？	公共交通機関での通勤をお願いいたします。
5	仕様書	2	7-(1)(2)の要件はand条件でしょうか？Or条件でしょうか？	7.（1）に記載されている要件については、派遣労働者に求める能力・経験等として、①から⑤までは派遣労働者全員に、⑥はリーダーに求める要件となります。 なお、7.（2）は、派遣労働者の交代要求に関する規定です。